

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.44

〔共通〕問1 次に掲げる防火対象物のうち、消防法令上、必ずしも自衛消防組織の設置を要しないものを1つ選べ。

- (1) 地階を除く階数が11の事務所ビルで、延べ面積が1万㎡のもの
- (2) 地階を除く階数が10の病院で、延べ面積が1万㎡のもの
- (3) 地階を除く階数が1の工場で、延べ面積が5万㎡のもの
- (4) 地階を除く階数が10の複合用途防火対象物で、5階から9階にホテルの用途に供される部分が存し、当該部分の面積が2万㎡のもの

〔消防用設備等〕問1 防火対象物の無窓階に関する次の文を読み、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 二酸化炭素を放射する消火器は、無窓階に設置してはならない。
- (2) 飲食店の用に供する防火対象物の無窓階で、その床面積が1,000㎡のものにはスプリンクラー設備を設置しなければならない。
- (3) 公衆浴場の用に供する防火対象物の無窓階で、その床面積が300㎡のものには自動火災報知設備を設置しなければならない。
- (4) 百貨店の用に供する防火対象物の無窓階で、その床面積が500㎡のものには排煙設備を設置しなければならない。

〔消防用設備等〕問2 消防用水に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 耐火建築物であって、敷地面積が2万㎡、床面積が1万5,000㎡である学校は消防用水を設置しなければならない。
- (2) 高さが40mで、その延べ面積（地階に係るものを除く）が2万5,000㎡の事務所ビルは消防用水を設置しなければならない。
- (3) 消防用水は、建築物の各部分から1の消防用水までの歩行距離が100m以下となるように設けなければならない。
- (4) 消防用水は、消防ポンプ自動車は2m以内に接近することができるように設けなければならない。

〔防火査察〕問1 消防法令違反の違反是正を促し、従わない場合は、命令、告発等の法的処置をもって対処することの意思表示である警告に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたるので、警告自体には法的な強制力はない。
- (2) 警告は、行政指導としての事実行為であるので、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令

の主体である消防署長等が行うのが適当である。

- (3) 警告の客体は、当該警告事項について履行義務のあるものを名あて人とする必要があるが、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、行政指導であるから、それぞれの義務者あて個別に警告する必要はない。
- (4) 警告の履行期限は、個々の違反事実について通常是正可能と認められる客観的所要日数と公益上の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。

〔防火査察〕問2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査の実施時に、防火管理講習の日程表等を持参するなど、資格取得の手続きについて考慮する。
- (2) 避難施設等の管理状況や自動火災報知設備の受信機の電源遮断や音響停止など、事前に通告すると関係者により一時的に是正され、法令違反の実態を正確に把握することが難しい場合でも、テナント関係者に直接指導する必要があることから、事前の通告等を行い立入検査を実施する。
- (3) 関係者に対し法令違反を指摘したにもかかわらず、改修（計画）報告書を提出しないなど法令違反を是正する意思が見られない場合、時期を失することなく違反処理に移行する。
- (4) オーナーや管理者に対し、入居するテナントの用途を把握するよう指導するとともに、立入検査時に用途確認を的確に行い、それぞれの用途に応じた指導を実施する。

〔危険物〕問1 次に掲げる消火器のうち、第4類の危険物の消火に適応することとされていないものはどれか。

- (1) 棒状の強化液を放射する消火器
- (2) 泡を放射する消火器
- (3) 霧状の強化液を放射する消火器
- (4) 二酸化炭素を放射する消火器
- (5) 消火粉末（りん酸塩類等、炭酸水素塩類等）を放射する消火器

〔危険物〕問2 次のうち、危険物保安監督者を定めなければならない製造所等に該当しないものはどれか。

- (1) 製造所
- (2) 屋外タンク貯蔵所
- (3) 給油取扱所
- (4) 移動タンク貯蔵所
- (5) 移送取扱所

死角となるため、注水効果を確認しながら注水を行う。

消 防 司 令 問 題

〔組織管理〕

問 1 答 (2)

- 解説 (1) あいまいな情報は、提供しないため、誤り。
(3) 対象となるため、誤り。
(4) 不安を取り除いたり、警戒心を高めるため、誤り。
(5) 著作権の対象となるため、誤り。

〔人事管理〕

問 1 答 (5)

- 解説 (1) 職員数に応じて必要数を算定するため、誤り。
(2) 職員数50人以上であるため、誤り。
(3) 管理監督者が行うことであるため、誤り。
(4) 聴取や指導は必要であるため、誤り。

〔消防財政〕

問 1 答 (1)

- 解説 (2) 監査委員会ではなく、監査委員であるため、誤り。
(3) 長等などに指摘等を行うため、誤り。
(4) 議選委員もいるため、誤り。
(5) 識見委員は常勤が可能のため、誤り。

〔警防〕

問 1 答 (5)

- 解説 γ線・X線は防護服による有効な防護は不可能である。測定器の活用のほか外部被ばく三原則（遮へい物・時間・距離）による防護に努める。

問 2 答 (3)

- 解説 必要消火薬剤量の算出は延焼中の防護区画を基礎とする。

問 3 答 (4)

- 解説 消防力が優勢である場合は積極的に内部進入を図る。火勢が熾烈である場合は屋外に部署し隣棟への延焼阻止に努める。

〔救急〕

問 1 答 (2)

- 解説 一定の頻度で心肺停止傷病者に対し応急の対応を期待される者を対象とした講習は普通救命講習Ⅱである。

本講習では普通救命講習ⅠまたはⅢの講習に加えて筆記試験及び実技試験により客観的な評価を行うこととしている。

※平成23年8月31日「応急手当の普及啓発活動推進に関する実施要綱の一部改正」(消防庁次長通知)

及び「応急手当の普及啓発活動推進に関する実施要綱の一部改正に伴う留意事項」(消防庁救急企画室長通知)参照。

問 2 答 (4)、(5)

- 解説 ・熱傷の重症度判断はアルツの基準に従うのが一般的である。小児では、20%以上のⅡ度熱傷及び、10%以上のⅢ度熱傷は重症と判断する。
・その他、顔面・手・足などの機能部位や整容部位の熱傷、気道熱傷、軟部組織や骨折を合併する熱傷も重症と判断する。
・更に、電撃傷や化学熱傷など、特殊な原因による熱傷も重症と判断する。
・重症と判断した場合は、救命救急センター、熱傷センター、熱傷ユニットなど集中治療室を有する高度機能病院へ搬送する。
・小児の場合、5の法則(Blocker)により熱傷面積を算出する。胸部20%、背部20%、両下肢(片足15%)30%となるので70%と算出できる。
・広範囲熱傷の場合は、体全体を長時間冷却すると、ショックを併発することもあるので注意しなければならない。

問 3 答 (1)

- 解説 ・他の条件には、四肢の硬直又は、死斑が認められること。意識レベルJCS300であること。などが含まれており、原則としてこの項目を確認し、社会通念上死亡と判断する。
・なお、心電図モニター上の「心静止」であることの確認も併せて行うことも必要である。

予 防 技 術 検 定 模 擬 テ ス ト

〔共通〕

問 1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法施行令第4条の2の4第1号イにより設置義務がある。
(2) 消防法施行令第4条の2の4第1号ロにより、設置義務はない。
(3) 消防法施行令第4条の2の4第1号ハにより設置義務がある。
(4) 消防法施行令第4条の2の4第2号ロ(1)により設置義務がある。

〔消防用設備等〕

問 1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法施行令第10条第2項第1号。
(2) 消防法施行令第12条第1項第11号イ。
(3) 消防法施行令第21条第1項第11号。
(4) 消防法施行令第28条第1項第3号。百貨店の無窓階は床面積1,000㎡以上で排煙設備の設置が必要になる。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行令第27条第1項第1号。
 (2) 消防法施行令第27条第1項第2号。
 (3) 消防法施行令第27条第3項第2号。歩行距離でなく水平距離。
 (4) 消防法施行令第27条第3項第4号。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に警告する必要があるため、不適当。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) テナント関係者に直接指導できるように、立入検査の実施時間帯について考慮する必要はあ

るが、法令違反の実態を正確に把握することが難しい場合は、事前の通告等を行わずに立入検査を実施する必要があるため、不適当。

- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 危険物等の性状、消火特性に応じ適応する消火設備が定められている。第4類の危険物については、消火に伴う危険物の飛散等により火災範囲の拡大を生じさせないことが重要である。

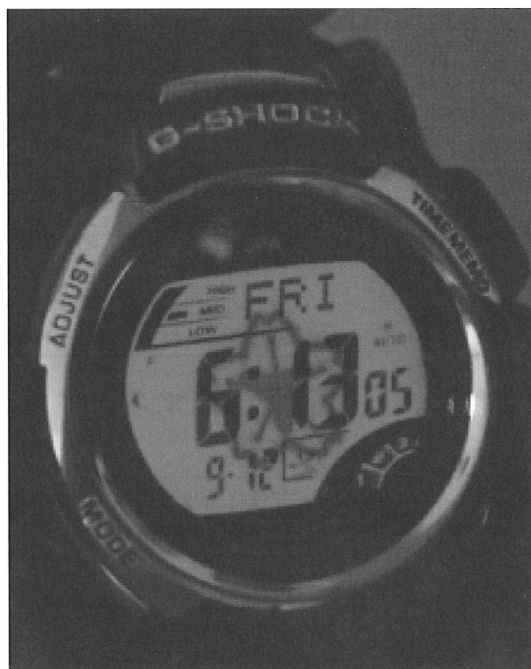
〔参照条文〕 危険物の規制に関する政令別表第5。

問2 答 (4)

解説 一定の製造所等には、危険物の取扱作業に関し、保安の監督をさせるための危険物保安監督者を定めなければならないこととされている。

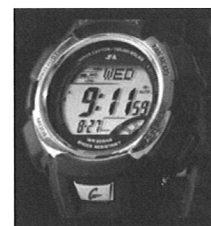
〔参照条文〕 危険物の規制に関する政令第31条の2。

史上最強のタフネスThe G、その存在は究極の領域へ 日本消防協会公認G-SHOCK



※ベースモデルは「GW-300J-1JF」

- ▶ライトをつけると赤く「消防団」のマークが液晶に浮かび上がります。
- ▶ライトボタンのGマークが黒から赤へ。
- ▶文字盤枠ロゴ部分の「CASIO」が「JFA」へ。
- ▶ベルトに限定版の証、「JAPAN FIRE FIGHTER」の文字が赤でシルク印刷。
- ▶シリアルナンバー付き。(限定モデル)



お問い合わせ先:

 株式会社トレハクラブ

東京都北区赤羽西 1-36-14 エミネンスタワー 5階
 Tel.03-5963-5121 Fax.03-5963-5127

Mail.info@shobo.jp
 URL.http://www.treha.com/



消防団員生き生きショップ
 にて好評販売中(在庫希少)